

岩手県告示第916号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社かがやきライフ	宮古市山口五丁目8番2号	訪問看護ステーション かがやきナースケア	宮古市保久 田5番4号	宮古市磯鶏 西6番4号	平成22年6月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社かがやきライフ	宮古市山口五丁目8番2号	かがやきケアセンター	宮古市保久 田5番4号	宮古市磯鶏 西6番4号	平成22年6月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社かがやきライフ	宮古市山口五丁目8番2号	訪問看護ステーション かがやきナースケア	宮古市保久 田5番4号	宮古市磯鶏 西6番4号	平成22年6月1日